

年末年始を見据えて感染拡大を徹底して抑え込むための

集中対策期間の延長について

北海道では、道独自の警戒ステージ3に引き上げ、集中対策を行っています。

これまでの取組により、新規感染者の減少の兆しがみられはじめたところですが、引き続き、全国の中でも非常に高い水準で推移していること、医療・福祉施設における大規模な集団感染の発生もあり、医療提供体制に大きな負荷が生じていることなどから、対策期間を延長しますので、引き続き対策の実施にご協力をお願いします。

<対策のポイント>

◎年末年始の取組を徹底するため1ヶ月間の措置を講じます。
(12月12日(土)～1月15日(金))

- ・忘年会や新年会など、飲食の場面におけるリスク回避を徹底
- ・重症者リスクの高い方や接する方のリスク回避の行動を徹底 等

◎特に、2週間、外出・往来の自粛や時短営業など、強い措置を講じます。(12月12日(土)～12月25日(金))

- ・札幌市内における外出や往来自粛の措置を継続
- ・旭川市内において、新たな行動変容の措置 等

<主な対策>

飲食の場面でのリスク回避

(12月25日までの措置)

■ 札幌市内の接待を伴う飲食店 (いわゆる風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗)

- 道民及び道内に滞在している皆様は、**利用の自粛**
- 事業者の皆様には、**休業を要請**

■すすきの地区(※)における酒類を提供する飲食店

- 道民及び道内に滞在している皆様は、**22時から翌5時までの利用の自粛**(酒類提供時間を5時から22時までとしている施設を除く)
- 事業者の皆様は、**営業時間等の短縮を要請**

(※)札幌市中央区のうち、南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域・狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域

(1月15日までの措置)

■ 自宅を含む飲食の場面においては、**5人以上や2時間を超える長時間の飲食の自粛**(同居者のみの場合を除く)

<主な対策>

人との接触によるリスク回避

(12月25日までの措置)

■ 感染リスクが回避できない場合

- 札幌市内、旭川市内では、**不要不急の外出自粛** [札幌市、旭川市]
- 「行動制限の要請がある都府県」との**不要不急の往来自粛**

(1月15日までの措置)

■ 重症化リスクの高い方(高齢者、基礎疾患を有する方等)と接する方や 重症化リスクの高い方は、マスクの着用、手洗いなど、 感染リスクを回避する行動の更なる徹底

■ 職場での感染リスクが高い場所の再点検

■ 年末年始における挨拶回りの自粛

■ テレワークや時差出勤の徹底

など